

総合科学技術会議 イノベーション会議評価専門調査会
「地域イノベーション協創プログラム」
評価検討会（第1回）
議事録

日 時：平成26年7月7日（月）10：00～12：29

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：

委員： 久間議員、原山議員、射場専門委員、上野（裕）専門委員、斉藤専門委員、玉起専門委員、福井専門委員、上野（保）外部委員、佐相外部委員、山崎外部委員

事務局：森本審議官、井上企画官、山向補佐、石川調査員

説明者：濱邊室長（経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域新産業戦略室）、宮本室長（経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課大学連携推進室）

- 議 事：1. 開会
2. 評価検討会の調査・検討の進め方について
3. 研究開発概要の説明と質疑応答
4. 討議
5. 閉会

（配布資料）

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 国家的に重要な研究開発「地域イノベーション協創プログラム」（経済産業省）の事後評価について（平成25年11月26日評価専門調査会） |
| 資料2 | 評価検討会運営要領（案） |
| 資料3 | 「地域イノベーション協創プログラム」の事後評価に係る検討のスケジュール（予定） |
| 資料4 | 「地域イノベーション協創プログラム」の調査検討の視点（案） |
| 資料5 | 地域イノベーション協創プログラムの概要について（経済産 |

業省)

- 資料 6 地域イノベーション協創プログラムに係る技術に関する施策・事後評価報告書概要（経済産業省）
- 参考 1 総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（平成17年10月18日 総合科学技術会議 一部改正平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議）
- 参考 2 総合科学技術会議・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について（平成21年1月19日評価専門調査会 一部改訂平成26年7月4日 評価専門調査会決定）
- 参考 3 地域イノベーション協創プログラムの概要（平成25年11月26日）
- 参考 4 「地域イノベーション協創プログラム」のフォローアップ結果（「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ結果（平成21年7月2日 評価専門調査会））
- 参考 5 関連する科学技術政策等（抜粋）
- 参考 6 科学技術による地域活性化戦略（平成20年5月19日 総合科学技術会議）

（机上資料）

- ・地域イノベーション協創プログラムに係る技術に関する施策・事業評価報告書（経済産業省）（バルキーファイル）
- ・科学技術基本計画（平成23年8月19日 閣議決定）（冊子）
- ・総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「地域イノベーション協創プログラム」について（平成19年11月28日 総合科学技術会議）（冊子）
- ・国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日）（冊子）

【事務局】 そろそろ定刻になりましたので、ただいまより総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会「地域イノベーション協創プログラム」の第1回評価検討会を開会させていただきます。

まず、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第をお配りしてございますが、下のほうにリストを書いています。裏面を見ていただきまして、参考1から参考6、それから、机上資料がございます。こういった形での紙の資料と、あと机上資料は一部分厚いバルキーファイルがございますが、経済産業省の事後評価結果でございます。そ

れもあわせてご確認いただければと思います。適宜必要があれば参照いただくという趣旨のものです。

それから、本検討会は非公開という形でさせていただいてございます。机上資料につきましては、会議終了後に机の上に置いて帰っていただきたいということでございます。配付資料については、お持ち帰りいただくことは結構でございますが、一応資料の内容は後ほどセレクトして公表することといたしますので、一旦は委員の皆様限りというふうにさせていただきたいと思います。資料過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず本検討会の経緯、趣旨についてご説明をさせていただきます。

参考1という資料をお配りしてございます。総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価についてでございます。

評価目的、1ポツのところに書いてございますとおり、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づいて、総合科学技術・イノベーション会議が2ポツに書いてございますような評価対象、大規模研究開発等の評価を行っているところでございます。本件につきましては、事業着手時に事前評価を行ったものでございまして、大規模研究開発に該当するものでございます。今般、このプロジェクトが終了し、また、経済産業省の評価が終了したことを踏まえて本検討会を開催してございます。

資料1のとおり、昨年11月に評価専門調査会で評価検討会の設置についてご了承いただいたという経緯でございます。その後、経済産業省の事後評価の終了を待って評価検討会の開催に至りましたという経緯でございます。

また、この評価検討会につきましては、委員選定、座長指名について評価専門調査会長に一任ということで、11月26日の評価専門調査会で承認をいただいたところでございます。この後の進行を検討会座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【座長】 皆さま、おはようございます。このたび座長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

それでは、第1回評価検討会を進めます。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、この評価検討会は総合科学技術・イノベーション会議が経済産業省の地域イノベーション協創プログラムの事後評価を行うために設置するもので、評価結果原案の取りまとめまでを行うものです。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、この検討会の運営に関しまして、事務局から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、運営要領でございます。資料2をご覧くださいませうでしょうか。

評価検討会運営要領の案でございます。この運営要領につきましては、従来からの評価検討会の運営要領に即したものでございます。ポイントだけ簡潔にご説明いたします。

この運営要領につきましては、第2条に書いてございます。座長が出席できない場合は座長の指名する者が職務を代理するといった点、第3条にございますとおり、代理人の出席は不可でございますが、欠席する場合には書面により意見を提出することができるといったことを書いてございます。また、第5条、評価検討会は非公開ということにさせていただいております。また、会議資料につきましては、公表に適さない部分を除いて終了後に公表すると。また、議事概要につきましては、そういった非公表情報に加えて、発言者の氏名を除いて公表するといった形で考えてございます。

以上でございます。

【座長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたように、本検討会の運営につきましては、1、検討会は評価者の自由な発言を確保するため非公開、2、会議資料は原則として公表、ただし、公表に適さない部分については非公表、3、議事概要については、非公表情報と氏名を除いて公表とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そういうことで評価検討会を進めていきたいと存じます。

続きまして、今後の進め方と調査検討の視点の案につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、まず今後の進め方についてでございます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。事後評価に係る検討のスケジュール（予定）と書いてございます。

本日の評価検討会におきまして、実施府省である経済産業省のほうから実施状況、概要等のヒアリングを行うという形にしております。その上で課題あるいは論点等の抽出のためのディスカッションをしていただくと、こういった形で考えてございます。

資料のほうに書いてございませんが、会議の終了後に追加の質問、それから、追加の意見を出していただくお願いをさせていただく予定としてございます。一応、様式は、電子ファイルベースのものをご用意させていただいております。第2回評価検討会におきましては、今回の質問事項あるいは追加質問事項に対する再度の経済産業省からの説明及び質疑を行うとともに、本日のディスカッション及び追加意見を踏まえた論点整理の資料を事務局でご用意させていただきまして、それを踏まえまして評価結果取りまとめに向けた意見交換をし

ていただくということでございます。

そういった中での評価委員の皆様の評価コメントが評価結果のもとになるという事でございますので、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

第2回評価検討会後にそういったご議論を踏まえて評価結果原案を事務局で作成し、委員の皆様に照会をさせていただいて取りまとめるという形で考えてございます。取りまとめました評価結果原案につきましては、評価専門調査会に評価検討会の調査結果としてご報告をして、評価専門調査会は評価結果を取りまとめると。また、その後、総合科学技術・イノベーション会議において評価結果を正式に決定すると、こういった流れになるということでございます。

引き続きまして、資料4に基づきまして、調査検討の視点について事務局よりご説明をいたします。

【事務局】 それでは資料4をご覧ください。

先ほど参考資料2のところで少しご紹介しましたが、事後評価の調査検討の進め方について平成21年評価専門調査会において決定したものがございます。その中で調査検討の項目等というのが定められておりまして、資料4の1ページ目のひし形のところで3項目書いてございますが、こういう項目がございまして。それを踏まえまして、この調査検討会の視点というのを作成してございます。

ただ、この資料4につきましては、あくまでも事務局からの提案というたたき台でございまして、これ以外にもこういう重要な視点があるのではないかとといった意見を委員の皆様からお寄せいただければと考えてございます。また、この資料4以外でもこういう重要な視点があるのではないかとといったご意見をお寄せいただければよろしいかと考えてございます。かなり網羅的に一旦整理はしておりますけれども、この視点の中でどこを重視して評価すべきとか、当然濃淡をつけるべき項目があろうと思いますので、そういった点につきましても、ご議論いただければと思っております。

なお、事前に事務局で座長と、この調査検討の視点案について相談しまして、重要と考えました箇所にアンダーラインを引いております。

それでは、内容を説明させていただきます。

先ほど申しましたが、ひし形の3つの項目に即して視点を整理しております。1.が研究開発の成果と目標の達成状況についての確認、2.が本研究開発を実施したときの成果がもたらす様々な効果、3.が研究開発におけるマネジメントの妥当性と、この大きな3つの柱に即して視点を整理させていただいております。

まず、1ページ目の中段以降に書いています1.成果の目標と達成状況につ

いてでございますが、視点を全部で5つ作成してございます。

まず、（１）についてですが、本プログラムは4つの事業から成り立っており、1.から4.まで各事業で経済産業省が設定した目標が書いてございます。ここでは、それぞれの目標の達成状況について確認する視点となってございます。

次に、2ページ目の（２）にいまして、これは目標に加えまして本プログラムの成果を確認する視点でございます。本プログラムは新事業を創出しようといった大きな目的がございますので、どんな新事業が実際に創出されたか、また、事業化につながるような研究開発成果としてどんなものが得られたか、事業化に至っていませんが、将来的に地域活性化への貢献が期待されるような成果としてどんなものが得られているか、次のイノベーションを起こすための基盤技術としてどんなものが蓄積されているか等を確認するための視点となっております。

それから、（３）ですけれども、これは国の科学技術政策に鑑みて本プログラムは適切に進められ効果が得られたかを確認する視点になってございます。国の科学技術政策に関しましては、資料の参考5に関連する部分を抜粋して載せてございます。

それから、視点（４）ですけれども、これは地域の活性化を図るための施策として、国がどんな役割を果たしたか、国が関与することでどんなメリットがもたらされたか、地域のことは地域に任せるべきというご意見もあるんですが、国がかかわることでどんなメリットがもたらされたかを確認する視点になってございます。

それから、（５）ですが、これは本プログラムを通じて見出された課題についての視点です。どんな課題が見出されたかを明確にし、その後の国の地域科学技術プロジェクトに反映させるような取り組みが進められているかを確認する視点になってございます。本件は事後評価になりますので、今後への展開が非常に重要なポイントであると判断してございます。

次に、4ページ目にいまして2つ目の視点ですね。本プログラムのもたらす効果についての視点です。全部でこれは2点ございます。

まず、（１）ですね。これは本プログラムで創出された新事業とか創出が期待される事業、それに伴う雇用というのは地域の経済活性化にも効果をもたらすものであったかということを確認する視点になってございます。目標として事業化率が挙がっておりますが、実際に事業化した案件が経済効果をもたらすようなものになっているかというのを確認する視点でございます。

次に、（２）ですけれども、これは国際競争力のある事業が創出されたか、国際競争力のある研究課題が採択されるような審査が行われたかを確認する視

点になってございます。本件は平成19年に実施しました事前評価のときの指摘事項になっております。

それから、最後に3点目のマネジメント妥当性についてです。5ページ目にいきまして、全部で6つございます。1点目の(1)はプログラム全体のマネジメントの妥当性を確認する視点になっています。各事業は4つから成り立っているんですが、それぞれの進捗状況を踏まえたプログラム全体のPDCAが機能したかを確認する視点になってございます。

それから、(2)ですね。これは4つの事業をプログラム化して、それぞれを連携した運営がきちんと行われたかというのを確認する視点になってございます。特に4つのうちの2つは基盤形成事業ですが、そこで整理された体制が2つの研究開発事業への取り組みに有効に機能したかというのを確認する視点になってございます。

それから、(3)は4事業のうちの一つの共同体形成事業におけるマネジメントの妥当性を確認する視点になってございます。特に3パラグラフ目に書いてございます機能の継続性、すなわち事業が終了して支援が終了した後でも共同体の機能が確保され、その後の国の関連する地域科学技術政策へ活用されるような体制がとられているかといったことは非常に重要であると考え、視点に入れてございます。

それから、(4)ですが、2つの研究開発事業での課題採択の審査の妥当性を確認するものでございます。事業における課題採択で適切な審査が行われたか、事業化の見通しが明るくて、企業ニーズと技術シーズがマッチした課題が優先的に採択されたかというのを確認する視点になってございます。本件に關しましても、平成19年に実施した事前評価での指摘事項でございませう。

それから、(5)ですね。これは2つの研究開発事業におけるマネジメントの妥当性を確認する視点になってございます。特に地域イノベーション創出研究開発事業では、民間の参加企業の者をプロジェクト・マネージャーとして設置するということを定式化して運営がなされているということですが、それが有効に機能したのかを確認するものでございませう。また、大学発事業創出実用化研究開発事業では、マッチングコーディネーターをNEDOに設けて運営するということになってございませうが、それが有効に機能したかというのを確認する視点になってございませう。本件も平成19年の事前評価での指摘事項でございませう。

それから、最後に6ページ目にいきまして、(6)ですが、これは地域の活性化を目指した産学連携によるイノベーション創出に關連する政府全体の取り組みにおいて、本プログラムは他省庁の關連施策との間で十分な連携が図られたか、適切な役割分担がなされたかを確認する視点になってございませう。本件

も平成19年の事前評価での指摘事項になっております。総合科学技術・イノベーション会議としましては、政府全体の取り組みを俯瞰して本プログラムの立ち位置を確認する必要があるかと思いますので、本件も重要な視点と考えてございます。

視点に関する説明は以上になります。

【座長】 ありがとうございます。

ただいま説明の調査検討の視点については、あくまでもたたき台の案ですので、後ほど追加すべき視点がないかといった点も含めて議論したいと思いますが、現時点で特段のご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

では、ちょっと時間も押していますので、これから経済産業省の内容説明に入りたいと思います。

それでは、説明者の方々、入室をお願いします。

〔説明者入室〕

【座長】 本日はお忙しい中、評価検討会にご対応いただき、ありがとうございます。本日は、まず事後評価の対象となっております研究開発の内容について、経済産業省に30分程度でご説明いただき、その後30分程度質疑応答をさせていただきたいと考えております。

それでは、説明に当たっての注意事項について私のほうからご説明いたします。

この評価検討会は非公開という扱いであり、傍聴は事務局限りとしております。経済産業省からご説明をいただく方はメインテーブルに着席して説明をいただき、説明及び質疑の後は説明補助者の方も含めてご退席いただきますので、よろしくお願いします。

また、会議資料については、会議終了後に原則公表することといたします。したがって、非公表扱いのものがありましたら、説明の中でその旨、非公開とする理由を含め申入れをお願いします。

議事概要については公表することとしております。したがって、経済産業省からの説明にかかわる部分については、公表前には事実確認をいたしますので、よろしくお願いします。

注意事項は以上です。

それでは、説明をお願いします。

【説明者】 よろしくお願ひいたします。

資料5に沿ってご説明をしたいと思いますけれども、本プログラムにつきましては、地域新産業戦略室と大学連携推進室、2つのユニットで担当しており

ますので、私のほうから全体と地域新産業戦略室の担当部分を説明しまして、後ほど大学連携推進室のほうから担当部分をご説明するという形で進めさせていただきます。

それでは、資料5の「地域イノベーション協創プログラムの概要について」ということで、表紙を1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

本プログラムは、地域の研究機関がそれぞれ持つ設備、人材などの資源を相互利用しまして、地域企業に技術指導を行うということで、地域イノベーションが創出される環境整備を図るものです。この際、大学やTLOにおきましても、産学連携人材の配置の体制整備を行うこととしております。

また、地域の研究機関と企業からなる産学官の共同体制のもとに実用化の研究開発支援を行い、地域の新産業創出に貢献する製品・サービスの開発を行うものでございます。実施期間は平成20年度から24年度までの5年間、予算総額280億円が支出されております。

3ページ目をご覧くださいますと、プログラムの構造が示されております。

本プログラムは4つの事業から構成されておまして、まず、研究機関の体制整備のために地域イノベーション創出共同体形成事業を行いまして、公設試、大学、企業などを含めた共同体を形成いたします。Bの創造的産学連携体制整備事業では、TLOに専門人材を配置しまして、産学連携体制の強化を図ります。こうした体制整備の上で研究開発を推進するために、C、地域イノベーション創出研究開発事業で、地域のリソースを最適に組み合わせた研究体によります実用化技術の開発を実施いたします。また、Dの大学発事業創出実用化研究開発事業、これは大学の先端技術と民間企業の研究資源を組み合わせ実用化を目的とした研究開発を支援するものでございます。これらの事業によりまして、地域の研究機関の連携体制の強化と地域イノベーション創出を図るという構造になっております。

4ページ目、施策の目的ですけれども、繰り返しですが、企業と大学の産学の共同研究開発を促進して、地域発のイノベーションを次々と生み出して地域経済の活性化を図るということを目的としております。ポイントとして、この4ページの下の方に4つ挙げておりますけれども、1つが研究機関の設備機器や人材の相互活用あるいは企業への利用開放の促進、2番目に企業の抱える技術課題の相談あるいは適切な研究機関の紹介などワンストップサービスの提供、3番目に大学の潜在力を引き出すために大学、TLOにおける産学連携体制の強化、そして、4番目に産学官の共同研究の支援による新産業・新事業の創出ということで、地域あるいはグローバルな科学技術拠点の形成を目指すこととしております。

5 ページをご覧くださいますと、これは政策的位置づけですけれども、これまで成長戦略、科学技術基本計画あるいは長期戦略指針イノベーション25といった閣議決定された政策提言がございまして、これらの中で新事業の創出、新技術の実証、活用促進あるいは地域イノベーションの自立化といった提言がうたわれておりまして、これらを実行するものとして本制度が位置づけられております。

6 ページは予算の支出状況ですけれども、イノベーション創出の基盤形成事業、これは平成20年度から24年度にかけて34億円、それから、②の研究開発事業、これは平成20年度から23年度にかけて246 億円、プログラム総額で280億円が支出されております。

7 ページをご覧くださいますと、本プログラムの適用例として北海道バイオ産業の事例が挙げられております。北海道では、北大や産総研地域センターにおきまして、健康科学あるいは植物バイオの研究シーズがありまして、機能性に富む地域資源を活用する広域ネットワークということで北海道バイオ産業クラスターというものを推進してまいりました。このノーステック財団というのが産業支援機関ですけれども、事務局となりまして、これら4つのプログラムを一体的に活用してきたという実績がございます。この研究開発事業と産学連携の体制事業がうまく活用された結果、下のほうにありますけれども、機能性素材を使ったオリゴ糖あるいはビートを利用したリキュール、ゲノム解析サービス、地域資源を活用した新しい事業や産業の芽が生まれてきていると言えます。

続きまして、今回のプログラムの成果と目標の達成状況について、8 ページのほうをご覧くださいと思います。

成果と目標の達成状況についてです。施策を構成する事業ごとに目的や目標を設定しております。まず、Aの地域イノベーション創出共同体形成事業と、Cの地域イノベーション創出研究開発事業について私のほうから先にご説明させていただきまして、Bの創造的産学連携体制整備事業、Dの大学発事業創出実用化研究開発事業については、後ほど大学連携推進室長のほうからご説明をさせていただこうと思います。

まず、このAの地域イノベーション創出共同体形成事業の目標ですけれども、左側の上のほうに具体的に4項目挙げております。多くの研究機関が参加する共同体の形成、それから、研究会や研修会を通じて機器の利用促進を図る、3番目に研究成果や機器のデータベースを作成して研究資源の有効活用を促進する、それから、4番目にコーディネーターによる技術支援という目標、これらを立てております。

その達成度については、1枚めくって9ページの各指標をご覧ください

と思いますけれども、この地域イノベーション創出共同体形成事業の目標の達成状況を測るために、指標として共同体へ参加する研究機関の数あるいは設置機器の利用件数、本事業に対する研究機関、企業の満足度を今回調査いたしました。

まず、協議会の参加状況ですけれども、各ブロックにおきまして大学・高専、公設試、産業支援機関などによる共同体、協議会を構成しております。協議会には多数の研究機関が参加しておりまして、有効な組織であったと判断しております。北海道ですと独法が6つ、大学・高専が22、公設試が10、産業支援機関12ということで、北海道で合計52の機関が参加しております。それぞれ地域の経済規模や機関の数によってさまざまですけれども、大体40から50、60といった多くの機関が協議会に参加しております。

補助事業者からのコメントとしまして、右側の真ん中のほうにありますけれども、運営機関の参加機関のうち、地域の大学が中心として大学の意見を取りまとめたことが、当該地域の国公立大学間の連携強化に有効であったというコメントがございました。また、産総研が中心となって地域の公設試の意見を取りまとめたということも横の連携強化に有効であったというコメントをいただいております。

本事業で導入された機器の利用件数につきましては、本事業が終わった22年度以降の件数なんですけれども、6,000件から7,000件ということで一定程度ございまして、事業が終わった後も波及効果をもたらしていると考えております。

左下のほうですけれども、研修会や研究会について、この共同体を構成する機関のほうからは6割が有効と評価していただいておりますけれども、利用企業からは「どちらでもない」というところが6割弱を占めておりまして、やや研修会や研究会についての周知が十分でなくて、利用頻度が少なかったかなという反省がございます。また、研究機関が所有する研究開発資源、研究成果とか機器についてのデータベースも構築いたしましたけれども、これの有効性については約半数の企業が「どちらでもない」といった回答でございまして、企業のほうも利用したい機器は初めから決めてかかるところもありまして、データベースを利用するまでもないといった点もあるのかもしれませんが、こちらもやや周知広報が十分でなかったかなという反省点がございます。

右下のほうにはコーディネーター、専門家が役に立ったかということですが、これは共同体の構成員、研究機関、それから利用企業いずれからも評価を得ていると、大方評価する意見が多かったというふうに考えております。

以上、4つの指標を勘案しますと、本事業による共同体形成はある程度基盤整備は進んで、目標はおおむね達成したというふうに判断しております。

次に、前のページに戻っていただけますでしょうか。

地域イノベーション創出研究開発事業の目標についてであります。8ページをご覧くださいますと、こちらの事業は研究開発終了3年後の事業化率を平成20年度で30%という目標を置いております。平成21年度からは40%にこの目標を引き上げております。これは本制度の前身となる研究開発事業では、当初目標を30%としていましたけれども、今回はプログラム全体として基盤形成事業と組み合わせると。これで一層イノベーションや新事業創出が起ころうという前提のもとに、平成21年度から目標値を40%に変更しております。1,300件の応募に対して約260件が採択されておまして、そのうち研究開発終了3年後の事業化率は27.8%ということで、目標は未達成となっております。

しかし、なぜ未達成となったかという点については、行ったり来たりで恐縮ですけれども、3枚進んでいただいて11ページをご覧くださいと思います。

この地域イノベーション創出研究開発事業は、事業化率が目標に達していないということですが、これは平成22年度に研究をスタートしたものについては平成23年度も継続しておまして、事業終了後3年が経過していない事業が多いということも考慮していただく必要があるかなと思っております。この11ページの上のほうの表ですが、終了後3年たって、さらにその後も状況を見ますと、3年後にも事業化に成功した事例がさらに4、5%上積みされているということがございますし、実用化、事業化が未達成のものについても今後の事業化計画の策定率が約6割ということになっております。左側の上から2番目の表ですね。それから、右側には今後も研究開発を積極的に推進していく、あるいは研究開発を実施中だという事業者が5割から7割おまして、今後も事業化率が伸びていくというふうに考えております。

12ページから16ページにかけて、事業化に成功した事例ですとか、あるいは事業化に向けて研究開発を行っている事例を具体的にご紹介しております。1番目に挙がっているレアシュガースウィートというのは、これ香川県は讃岐うどんが有名なこともあって糖尿病になる率が一番日本で高いそうなんですけれども、これは通常の甘味料と変わらないんですけれども、脂肪の抑制吸収効果とか肥満防止の効果があるということで、このレアシュガーを含んだ500グラムのボトルがスーパーや百貨店で販売されておまして、非常に人気が高くて今品薄状態になっているということでもあります。これなんかは肥満抑制の甘味料ということで、国際マーケットなどもねらっていけるんじゃないかということで期待をされている事業でございます。

一方で、事業化を断念した事例もございまして、17ページをご覧くださいますと、私どものほうで事業化を断念した事例について、なぜ断念したのかということを確認したところ、幾つかの傾向があるということがわかりました。1つが市場において十分な性能や価格競争力を確保できる見通しが立てられなか

ったということ、あるいは2番目には当初の見込みほど市場規模がないあるいは市場環境が変化して採算性が確保できないというふうなケースもございますし、3番目には事業化の主体となる企業自体の経営や資金繰りがあまりよくなくて十分な投資ができないというふうな傾向が見られました。申請を採択する段階での市場の見通しあるいは事業化を進める企業の経営状況、これらについての予見性の難しさがあらわれていると考えられます。

今後の対応策としましては、採択審査時に単に試作品が製造できそうだという技術的な評価だけじゃなくて、マーケットまで視野に入れた目利き力のさらなる向上が必要だと考えられますし、また、未利用技術の製品については、知的財産の第三者許諾を進めるとか事業承継を促すということも必要だと思われます。また、資金の不足については政府系の金融機関やファンドに案件を紹介して、事業化の見通しありというふうに判断された場合には、政策的に出融資をしていただくという対応が考えられると思われます。

続きまして、大学連携推進室のほうからお願いをいたします。

【説明者】 それでは、資料の8ページのほうに戻っていただきまして、今説明を後回しにした大学連携推進室のほうで担当している部分についてご説明させていただきます。

具体的にはBとDの事業の説明をさせていただきますが、まずBのほうは、創造的産学連携体制整備事業と申しまして、目的といたしましては、より多くの大学がより深く産学連携に関与するようになることと、そのための体制を整備することを促すということ、それから、産学の共同研究、委託研究、学から産への技術移転がより活性化すること、産学連携の拠点の中核を担う人材が育成されること、創設されたTLO等の初期の活動が円滑に立ち上がることにより産学の共同研究、委託研究、技術移転がより活性化すること、それから、外国特許権の取得が進むこと、こういったことを目標、目的と掲げておりまして、それについては、結果といたしましては10ページを見ていただければと思いますが、この事業を推進することによりまして、もっぱら大学におけるTLOなどの技術移転の体制を整備するということが目的としておりまして、当初この評価のちょっと外になりますけれども、平成10年から始めたときにはTLOはゼロだったものが約50位立ち上がり、いろんな大学での技術移転体制が整備されたということになっております。

実際に満足度調査のようなものをいたしますと、TLOの8割以上が大学や企業との連携体制が充実した、これはもともと体制がないところからでき上がっていますので当然だと思えますけれども、そういう評価をいただいておりますし、実際に特許実施許諾件数、外国特許出願件数はどういうふうに伸びたのかというデータをとりますと、グラフが2つありますけれども、真ん中のほう

ですね。左のほうは創造的産学連携事業に採択された事業者の関与した特許権実施許諾件数を書かせていただきましたが、その補助事業において支援をさせていただいたT L Oの事業者の全体の件数を見ても、国内の特許実施許諾件数が106から319というふうに大幅に伸びておりますし、これ幾つもの事業者の集合体でありますので、1事業者当たりの単純平均をとったとしても、これは18から40というふうに非常に大きく伸びているということが言えるんじゃないかと思います。それから、国外特許の実施許諾件数についても、1 T L O当たりの平均は7から15というふうにおおむね大幅に増大しているというふうに考えています。

それから、右側の大学技術移転事業の補助事業者が関与した特許権実施許諾件数のほうにつきましても、そこまで顕著ではないですが、15から30というふうに伸びております。こういうふうにおおむね特許の実施許諾件数は伸びておりますし、左下のほうを見ていただきますと、海外特許の出願件数も663から1,022というふうにこの3年間で伸びておりまして、1事業者当たりで平均をとりますと、4倍位伸びているということになるかと思います。

それから、実際に人材育成、こういった事業に携わる人の人材の育成はどういうふうに行われたかという観点からもちっと調査いたしました、産学連携プロデューサーとか産学連携スペシャリストと呼ばれる人たちが雇用されている人数がどうなっているかと、現在どうなっているかを調査いたしましたところ、T L Oに引き続き残っている人たちが6割ぐらいいますが、一部ほかの会社に移転したものの、分野としては産学連携活動に引き続き携わっているという人も加えますと、7割位の人がこの産学連携の分野でずっと業務をやっているといっているということでありまして、これは一定のこの分野での知見の集積なり定着が進んでいるんじゃないかと考えることができます。

それから、8ページにもう一度戻らせていただきまして、Dの事業でございます。

大学発事業創出実用化研究開発事業でございますけれども、これは研究開発の補助事業であります、目標指標といたしましては、補助事業終了後3年以上経過した時点での事業化率25%というのを掲げておりまして、それにつきましては、これまで採択いたしました事業52件のうち6件が売り上げも上がっていると、こういう状態でありまして、率に直しますと11.5%ということで目標の25%に届いておりませんが、約12%の事業で事業化がなされているというふうに判断しています。ちょっと率が低かったものですから、それ以外の残りの約9割の事業は今どうなっているかなと引き続き見させていただきましたところ、約5件は今もうサンプルの配布を始めているということでありまして、うまくいけばすぐにでもこれは事業化に入るんじゃないかなというふうに考えて

おりますし、中止に至ったものは7件と全体の10%ぐらいでございまして、残りは研究開発を継続しておりますので、これについても今後、成果が出てくるんじゃないかなと期待をいたしております。

今少しご説明いたしました、11ページを見ていただきますと、今申し上げた内容を下の半分のDのところに書かせていただいております。こちらは約6件ということで、52件のうちの6件で11.5%の母体となる数字でありますけれども、既にいろいろと売り上げが上がっているもの、これ以外に5件ぐらいはすぐにでも上がってくるんじゃないか、合わせれば20%ぐらいになるんですけれども、とりあえず今回は11.5%を記載させていただきました。

それから、一つの例といたしまして13ページを見ていただきますと、本研究開発の補助事業において例えば成功したものの例として、一般市民向けのものではないので、生活面でなかなか実感は沸きにくいんですけれども、再生医療などの分野における細胞培養に用いるコラーゲン溶液がもう開発されて、研究者の間では今販売され始めているということでありまして、こういった成果が上がっているものもございまして。

研究開発の途上にあるものはまだいっぱいあるんですけれども、例えば16ページを見ていただきますと、一つの例として、膵島移植をする場合の膵島の分離に用いる酵素剤、これも医療研究用だと思いますけれども、こちらについても基本的なものはでき上がっているんですけれども、実際の利用においては安全面のいろんな検証がまだ必要でございまして、今実際には文科省、JSTさんのほうの支援のほうにつながって、できれば平成28年ごろには販売を開始したいと、こういうふうになんと時間はかかっておりますけれども、今回支援させていただいた内容をもとにこの事業化に向けて日々邁進しているものもございまして、今後成果が出てくることを期待したいと思っております。

とりあえずそこまでです。

【説明者】 以上で本プログラムの個別事業の成果についてご説明をしましたがけれども、もう一度この政府の基本方針、計画との関係について確認をさせていただきたいと思っておりますので、18ページをご覧くださいと思います。

長期戦略指針イノベーション25あるいは科学技術による地域経済活性化戦略というふうな政府の基本方針におきまして、地域における研究機関、自治体、大学、企業、こういったクラスター形成を支援する必要がある、広域連携のネットワークの強化をする必要がある、あるいは研究機関、大学の研究設備ですね、若手育成とか民間利用の観点も含めて積極的な共用を促進する必要がある、連携とか共用ということが指摘を受けております。また、大学を中核としたイノベーションの拠点形成や、大学の研究と企業の開発をつなぐ取り組みが不十分ではないかと。あるいは公設試による産学官連携の必要性、組織の枠を超え

た連携が不十分と、こういった指摘を踏まえまして、今回のこのプログラムを実施させていただいたと、地域イノベーションに係る課題克服を図るために実行したということでございます。

右上のほうですけれども、実行面におきましても、経済産業省と関係府省の事業との間に重複が生じないように制度設計をするとともに、平成21年度からは経済産業省と文部科学省が連携をしまして、産学官連携拠点事業を実施しております。

選定をした拠点について、本プログラムを含め、両省の支援メニューが有機的に組み合わせられるように取り組んできたところでございます。こういった取り組みもあった上で、申し上げたような成果が挙がっているということでございます。

次、19ページに移りまして、効果ですね。科学技術的・社会経済的・国際的な効果、又は今後の波及効果の見込みという項目がございますけれども、特に費用対効果について申し上げますと、この地域イノベーション創出共同体形成事業については、その地域や企業との広域連携を可能にする共同体を構築し、設備機器等の研究資源を相互利用することで、地域や企業との重複投資を排除でき、自ら設備機器を整備することが困難だった事業者にもそれが活用できるようになったと、そういうメリットがあるということでございます。

この事業の終了後も、さっき申し上げたように年間7,000件前後の利用が続いておりまして、今後も継続的な利用が見込まれますので、費用対効果は年を追うごとに高まっていくというふうに考えられますし、また、事業終了後も多くのプロジェクトで、産業技術連携推進会議と書かれておりますが、これは産総研の地域センターと各地域のブロックの公設試験研究機関の間で、こういった会議体をブロックごと、あるいは技術分野ごとに設けておりまして、分科会なども開いて非常に活発に活動しております。

こういった場を活用して、多くのプロジェクトで技術紹介や研究発表などが行われているということでございます。

それから、地域イノベーション創出研究開発事業につきまして補助事業者にアンケートを行いまして、この研究開発において、事業者自身も持ち出しといえますか、投入した資源量があるわけですが、これに比べて売上高とか収益は見合うものだったかどうかというアンケートをしておりますけれども、十分見合う、あるいは、ある程度見合うといった回答を6割の方からいただいております。

それから20ページは、この基盤形成事業と研究開発事業を一体的に実施したことによる効果についてのアンケートでございますけれども、地域イノベーション創出共同体形成事業については、研究開発事業を活用した事業者の約半数

が、基盤形成事業と連携させたことは有効だったという回答をいただいております。

それからまた、地域イノベーション創出研究開発事業の実施に当たって、20ページの左下のほうのアンケートの結果ですけれども、多くの事業者の方が公設試験研究機関、あるいは、大学、高等専門学校等の機関も活用しておりますので、そういった意味で研究開発を進める側からも、共同体の公設機関の利用は進んでいたということかと思います。

ということで、では大学のほう、お願いできますか。

【説明者】 それでは1ページ戻らせていただきまして、19ページのほうの右のほうから、2事業についてご説明させていただきたいと思います。

社会経済的な効果についてでございますけれども、まずB.創造的産学連携体制整備事業についてでございます。

本事業では、平成20年度から24年度の5年間で約12.4億円の補助金を投入したわけでございますけれども、それに対して、同期間におけるこれらの補助金交付先のライセンス収入が45.9億円ということでございまして、投入した資金よりも多くのライセンス収入が上がって、すなわち非常に活発に活動が行われているということが言えるんじゃないかというふうに考えております。

それから、そのちょっと前から支援しておりました、平成20年度から24年度の間には支援対象ではなかった承認TLOの分のライセンス収入も加えますと、61.6億円ということでございまして、民間TLOの活動の活性化につながっているんじゃないかと考えております。

それから、その下のDのところ、大学発事業創出実用化研究開発事業のほうを見ていただきますと、これも自己評価ではございますけれども、こういった研究開発の補助の仕組みがあることによって、今回事業者が投入した資源量が、今後得られるであろう売上高や収益に十分見合うと思われるか、あるいは、ある程度見合うと思われるかというのを見ますと、約9割以上がそうであるというふうに回答してというふうに、それなりの満足度の評価は得られているんじゃないかと思います。

それから、20ページを見ていただきますと、これらをプログラムとして一体的に実施したことによる効果として、どうことが考えられるかということで、Bのところ、創造的産学連携体制整備事業のほうを見ていただきますと、TLOの人たちにアンケートをした限りにおきましては、自分たちの補助金を受けているだけではなくて、いろんなTLOの仕組みを活用することで得られるような支援、ほかの、このプログラム内の研究開発予算についての紹介もされておりますし、それ以外の分もされているということで、単にTLOの支援事業一本だけを単独でやるというよりは、一体的に行うことでいろんな、ほか

の類似の研究開発の仕組みなども紹介されたりとか、そういうことが行われたんじゃないかというふうに考えております。

とりあえず、以上です。

【説明者】 では続きまして、21ページ以降でマネジメントの妥当性についてでございます。

このプログラム全体のマネジメントについては、経済産業省と経済産業局が実施しておりまして、経済産業局及びN E D Oを通じまして、地域イノベーションを担う関係機関の強固な共同体を構築して、この研究開発を支援していったということでございます。

22ページ以降に、個別事業のマネジメントについての評価がございますけれども、まず地域イノベーション創出共同体形成事業については、経済産業局から共同体の運営を行う民間団体、産業支援機関に補助を実施しておりまして、この補助事業の利用企業からは、実施体制について6割以上が評価をするというふうな回答をいただいております。

それから地域イノベーション創出研究開発事業についても、これはプロジェクト管理法人や大学から構成される研究体というところで事業を実施して、さらに事業化率を高めるためにプロジェクト・マネージャーというものを置いております。

これについて、事業化に向けて、そのプロジェクト・マネージャーがうまく機能したというふうな評価をいただいております。

23ページをご覧くださいますと、このプロジェクト・マネージャーを含めた体制が、23ページで図示されておりますけれども、この研究体の中には管理法人というものと、いろんな企業、大学、公設試などのグループが入っているわけですが、さらにその研究の中身をマネージするために、この研究実施者である民間企業に所属する方をプロジェクト・マネージャーに指名をしまして、いろんなマネジメントをしていただいたということでもあります。

例えば、この受託期間が続いている間は、事業化に向けて関係の研究機関に働きかけたり、ユーザー企業への売り込みを行っていただいたり、あるいは受託期間が終わった後も引き続き事業化に向けて関わっていただいているということでありまして、6割から7割の方からうまく機能しているというふうな評価をいただいております。

それから1ページ飛ばして、25ページのほうですけれども、マネジメントの関係で、この課題の採択審査についてのアンケートもっております。

この地域イノベーション創出共同体形成事業について、課題採択審査を行わずと書いてありますが、これは事業者の選定に当たっては当然審査を行っているんですが、特に何かの研究分野というふうに、あらかじめ課題を設定する、

課題設定の優劣を審査するというものではございませんので、このような書き方になってございます。

地域イノベーション創出研究開発事業については、採択基準の適切性ということで、6割の方から適切であったというふうな回答をいただいております。

これらを踏まえて26ページ、今後の課題についてでありますけれども、地域イノベーション創出共同体形成事業につきましては、さっき申し上げたように、研究開発資源データベースの有効性について、約半数の企業が「どちらでもない」というふうな回答がございまして、これについては周知広報が十分でなかったと考えられますので、これも改善が必要というふうに考えてございます。

それから地域イノベーション創出研究開発事業については、実はこれ申請書類の作業負担について、「適切でなかった」という評価が実は10%を超えておりまして、記入項目や提出書類が多いというふうなコメントが多数上がっております。今後、記載内容の簡略化、申請者の負担を減少させるという観点での取り組みが必要というふうに考えてございます。

【説明者】 それでは、22ページにもう一度お戻りいただいて、マネジメントの妥当性についてでございますけれども、まず右側上のほうのB.創造的産学連携体制整備事業でございます。

こちらにつきましては、対象経費の品目や補助率については適切だったということでございますけれども、一方で、こういった課題があったかということもいろいろ同時に聞いておりますと、申請書類作成の作業が非常に負担が大きいと。あるいは公募期間が短いので、その中で非常に急いでやらなきゃいけないとか、こういった部分の不満がいろいろあった感じでございましたので、そのあたりの改善が必要だっただろうと思われま。

具体的には、当初、経済産業省からの直接執行でずっと事業をやっておったんですけれども、こういった体制が弱いということの批判も踏まえまして、平成22年度からは経済産業局の執行ということで、本省の2～3名の担当のみで事務をやっていた体制から、経済産業局のサポートも得つつ執行する体制へ、もう少し改善されるような形でやっておりましたが、それでも最終的には、いまだに負担を感じたという人のほうが6割ぐらいいるということになっていきますので、さらに同じようなことを今後やるのであれば、こういった体制をちゃんと整えていくかというのは、同時に重要な事項であろうというふうに考えています。

それから、その下のD.大学発事業創出実用化研究開発事業につきましては、これはNEDO交付金の中での研究開発マネジメントによりまして実施させていただいたんですが、研究開発管理については9割以上の方がおおむね適切だというふうに回答をいただいています。

ただ、24ページを見ていただきますと、同じ事業のもう少し詳しい説明に当たるわけですが、左下のグラフを見ていただきますと、母数は19件なんです、19件のうち、研究開発の進捗管理は14件が適切だと。それから、19件のうち7件について、研究開発課題の助言については適切だと、こういうことだったんですけれども、その下の2つを見ますと、事業期間中に事業化に向けた助言とか、事業化に向けた展示会の機会の提供、事業化のほうを意識したような活動になってきますと、我々の体制が非常に弱かったということで、メリットがあったと答えられた方は19件中2件、3件ということでございました。

こういったところの、支援して実際に実施している研究開発の中身だけじゃなくて、その後の事業化を見据えて、助言なり何なりの機能を強化していくことが課題なんだろうなというふうに考えております。

今、申し上げたことをまとめまして26ページに書いておりますが、同じ内容でございますので、飛ばさせていただきたいと思います。

【説明者】 それでは今後の課題について、プログラム全体の評価ということにつきまして、27ページでございますが、今後の課題とございますが、産業構造審議会の産業技術環境分科会のもとに、研究開発・評価小委員会 評価ワーキンググループが設けられまして、このプログラム全体の事後評価も行っているというふうにございます。

評価ワーキンググループからのコメントといたしまして、本プログラムの政策的意義は高いと認められ、中長期的な視点を持って取り組んでいくことが必要であると。一方で、政府全体として、類似政策との役割の整理とか、連携について、国のイノベーションシステム全体として評価していく必要があるというコメントをいただいております。

これについての対応方針としましては、日常的にも他省庁、文部科学省さんなどとの連絡会というのは開かせていただいておりますけれども、そういった場でも、他省庁の政策との連携、特に研究開発から成果の事業化までをシームレスに一貫して支援できる制度設計、制度運用ということと、各省連携して進めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、コメントとしてもう一つは、プログラムのもとに4つの事業があったわけなんですけれども、その中のさらに個別の事例からくみ取れるいろんな知見、なぜうまくいかなかったか、どうだったかということとを解析して、そこからもう一度、指標を、どのような指標がベンチマークとしてふさわしいのか検討する必要があるんじゃないかと。

その事業化率が高ければいいかということについては、高過ぎるのもまた研究開発としては問題があるんじゃないかという指摘もございます。事業化に至らなかったとしても、人材面ですとか、あるいは企業の他の事業における他分

野の技術波及とか、いろんな要素があるというふうな指摘がございまして、したがって、個別事例で事業化に成功したものもありますし、それに至らなかったものがあると。

その成功運用、失敗運用を分析した上で、その内容を今後の新しい施策に反映させるとともに、事業化率に代わる成果指標についての検討もしてまいりたいというふうに考えてございます。

若干、説明が長くなりましたけれども、私どもからのご報告は以上とさせていただきます。

【座長】 ありがとうございます。

では質疑に移ります。ただいまのご説明について、ご質問等あればご発言お願いします。

どうぞ。

【委員】 ご説明ありがとうございました。

何点か質問させていただきたい点があるんですけども、まず簡単なところから、4つ事業があるうちで、AとCとDについては、事業の中身が非常によく理解できたんですけども、Bの創造的産学連携体制整備事業につきまして、3ページのところでは、TLO等への専門人材の配置等による産学連携体制の強化と書かれておりまして、また22ページのところでは、対象経費の費目補助率については適切だったとの回答があったというご説明をいただきましたが、もう少し具体的に、Bの事業の内容を、ご説明いただけますでしょうか。

【説明者】 それではBの事業の中身についてというご質問かと思しますので、少し詳しくご説明したいと思います。

中身は大きく4つの事業からなっております。まず1つ目の類型が「大学等技術移転促進事業」と申しまして、名前が長いので略称を申し上げますと、「スタートアップ支援事業」と呼んでおりまして、大学において初めてTLOを設置するとき、TLOを立ち上げてから5年間の間、彼らの活動費の3分の2を補助するというものでございます。5年間が終わると補助が終わるということでありまして、その間、彼らが行うライセンシングのための活動とか、いろんな活動の事業費の3分の2を補助すると、こういうものでございます。

従いまして、ほかの事業と比べますと、何か研究テーマがあって、テーマを採択して、そのテーマについての何か研究開発の成果が出たのかとかいう観点とはちょっと違う類の事業だというふうに考えていただければと思います。

それから、「スタートアップ支援事業」と同じようなものでございまして、広域型のTLOについての活動についての補助をする、「創造的産学連携事業」。これも同じように、何か研究開発のテーマがあるわけではなくて、体制

の整備をするための費用の3分の2を補助する事業です。

それから、平成16年度あたりから開始した事業でございますけれども、先進的に立ち上がっていった、ノウハウが蓄積された一部のTLOが、ほかの後続の、後から立ち上がってきたようなTLOに、そのノウハウを移転するための活動費用の3分の2を補助する「特定分野重要技術移転事業」。「スーパーTLO」と呼んでいましたけれども、そういった事業です。

それから、こういった事業のうち、海外特許資産に係る費用の3分の2を補助する「海外特許出願強化事業」です。

こういった4種類の事業がございまして、これは何かテーマというよりは、それぞれの体制を立ち上げたり、体制を強化するための費用であります。そういった活動をしている中で、人材を育成されたり、あるいは彼らのノウハウが蓄積されていくと、こういうことを期待しているものでございます。

【委員】 スーパーTLOに産学連携プロデューサー、産学スペシャリストを派遣していたという理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】 例えば、ある大学のTLOに非常に知見がたまっている場合、そのTLOのノウハウを別のTLOに移転するために、自分たちのノウハウを持った職員を別のTLOに派遣して、そこでマンツーマンでいろいろ教えるという事業です。その人の活動費などを補助する制度でございます。

【委員】 複数のTLOを所管されている方とお会いしたことがあるのでわかります。いろいろな事業がまざっているということがわかりました。どうもありがとうございました。

引き続きで大丈夫ですか。すみません、もう1点が、Aの事業の地域イノベーション創出共同体形成事業、公設試などの機器を広域で共同利用するという、非常に重要な事業であると個人的には認識しているんですけども、こちらのこの設置機器の利用件数として、地域別の延利用件数のデータを3年分挙げてくださってます。

従来からこういう公設試の機器というのは、もちろん県の公設試であれば県内企業に開放されているものだと思いますので、今回の事業では、改めて広域で、地域ブロックで連携するということで、県外企業が利用する件数が増えるということが効果としては非常に重要だと思います。こちらの延利用件数のデータには、その区別といいますか、県外企業の利用件数に、なっているのかどうかを質問させていただければ幸いです。

もう1点、ご担当が同じなので続けて申し上げますと、Cの事業で、アンケートの結果が出ているんですけども、全般にちょっとN値が少ないように見えます。Cの事業も、地域新生コンソーシアム研究開発事業のときから非常に重要な事業で、その後継事業であると認識しておりますが、採択件数は、契約

者が1社辞退されたということで、261件ということですが、例えば11ページのアンケート結果では回答数が、平成20年度は49、平成21年度は37、平成22年度は40ということで、足すと126にしかありません。これが回答者の全体ということなのかを教えてくださいましたら幸いです。

【説明者】 2点について。公設試の利用件数ですけれども、この数字はブロックでとっておりまして、県内、県外の区別をしておりません。ですから、最近公設試験研究機関も、企業さんは別に埼玉も千葉も東京も関係ないわけですので、広域で経済活動なり、イノベーションが進んでおりますので。広域連携は進んできております。

すみません、ここでは分けてとっていないんですけど、実態問題としますと、例えば公設試験研究機関で県外の企業さんには倍の料金をとるとか、自治体が違うと料金を上げるよというふうな取り扱いも以前ございましたけど、最近は大分広域連携が進んで、我々が補正予算とったのはそうしていますけれども、県外、県内企業問わず、統一の料金で対応するというふうなケースもふえてきておりまして。すみません、必要とあれば確認いたしますけれども、県内企業のみならず、県外にも使っていただいているケースが結構多いのではないかと、いうふうに理解をしております。

それから、アンケートをとった件数につきましては、ご指摘のとおりでございます。採択した案件261件で、全部についてアンケート調査をさせていただいているんですけど、回答いただいているところが、申しわけございません、百数十件程度というところがあって、そういった意味ではもう少し捕捉というか、フォローを強めていく必要があるという点、反省点としてございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 細かなところわからないんですけど、まず最初にちょっとお伺いしておきたいと思ったのは、18ページの産学官連携の拠点づくりで、経済産業省と文部科学省が一緒になってやろうというのが21年度からだということだったんですが、A、B、C、D、これは本来このスタートラインにこの発想がなかったというのが、ちょっと私、信じられなかったんですが。

産業クラスターと知的クラスターは、本来、連携しながらやっていくのが筋でありまして、特に大学関係のものは長期の問題であります。その長期の問題に対して、この平成21年度からこの発想になっていくのはちょっと信じられないわけでございます。

それと、このA、Bのほうはプロジェクト・マネージャーでございますが、このプロジェクト・マネージャーはどういう基準で、どういうふうを選定されたのか、ちょっと教えてくださいましたらなんですが。

ただ、産業の問題を取り扱うかですが、実質的には単なる製品開発論で終わ

ってしまっているという感じがします。その産業に近づくための中身の戦略、これはプラットフォームをつくろうという姿勢なのか、それともコンソーシアムでいいのかと。製品開発から産業に結びつくための連続的な製品開発はどう見ているのか。これもちょっとよくわかりませんでした。その辺がちょっと気になりました。それと当然ですけど、かなり長期のものを要する医学関係のものなんか、当然、臨床試験等がかなりあるだろうと、機能性につきましても。これはかなり長期の問題であって、これを中期段階で評価することの意味がよくわかりません。その辺のことを、どう最初の段階でお考えになっていたのか。その辺まず基本的なことですが、お伺いしたいというふうに思います。

【説明者】 文部科学省との連携について、途中段階からそういった連携を考えるというのは発想としてどうなのかというご指摘、おっしゃるとおりだと思います。

そういった反省も踏まえまして、最近では、平成23年度から行っている事業で、地域イノベーション戦略推進地域、あるいは支援プログラムというのを、今、文部科学省さん、農林水産省さん、それから経済産業省、3省で、地域の選定、あるいはプログラムの選定を進める取り組みも始めておりまして。この当時はまだ役所の中の体制整備にとどまっていた、一つの役所の中に。そういった意味で、省庁間の連携というのは、今ようやく進みつつあるということかと思います。

それから、プラットフォームがコンソーシアムかというご指摘ですが、共同体形成がいわゆる事業化に向けたプラットフォームだと。そして研究開発のほうでコンソーシアムということですが、ご指摘の点は、確かにコンソーシアムで技術開発が進んだとしても、その後、事業化までどうやって運んでいくかということも、プラットフォームとうまく結びついていないんじゃないかというふうなご指摘かと思います。

最近、役所の中でも、川上の産学官連携だけじゃなくて、要するに事業化までに必要な販路開拓ですとか、資金調達ですとか、ここまで見ていく必要がありますと、そうすると、産総研、公設試、大学というところだけじゃなくて、例えば販路開拓ですと、国内ですと中小企業基盤整備機構とか、海外ですとJETROの事務所とか、そういったところ、あるいはNEDOとか、そういったところを巻き込んだプラットフォームを整備しまして、そこにうまく研究開発が乗ってくるような進め方が必要かと考えております。

そういった意味で、個別の製品開発は進むんですけども、それがばらばらとなって、全体として本当の事業につながっていないんじゃないかというご指摘はおっしゃるとおりかと思われまして、そういった意味で、いい機能性食品をつくっても、その効用を、動物実験にとどまっていて、人まで踏み込めて

いないのでそれをうまくアピールできないとか、そういった制約も見えてきておりますので、ご指摘を踏まえて、まだ仕掛けでとまっているものをテコ入れすれば事業化できる可能性もあると思いますので、フォローアップの仕方を考えていきたいと思います。

【説明者】 それから、最後のご質問でいただきました、分野で臨床研究が必要なものなども含めて、なぜこんなものが入っているのかというご質問でしたけれども、我々がこの事業をやるに当たりましては、大学の産学連携機能を強化というか、つくり上げていくということを念頭に置いて当初やったものですから、成果だけを、例えば3年以内に出すということを考えれば、臨床がかかわるようなものは最初から除くというやり方もあったんだと思いますけれども、医学部における産学連携も含めて、いろんな分野のものを、特に分野を選定することなく、広く、大学における産学連携機能を強化するようにしたほうがいいんじゃないかということも考えまして、一部そういう臨床、時間がかかるものも含まれておりますけれども、特定の分野を排除するとか、そういうことなく、あらゆる分野のものを採択するという形で進めております。

その結果、一部、事業化率の達成ということだけ取り上げてみますと、3年でできるわけじゃないかと、最初からわかっていたじゃないかというようなものもちょっと入っておるんですけれども、もともとの我々の政策の主眼というのが大学の産学連携機能をつくり上げるということでございましたので、そういうものも含まれているということです。

そういうこともあって、若干、事業化率がちょっと低くなっていたりとかする部分もあるのかなというふうに考えています。

【委員】 ちょっと追加して申しわけありません。

最初のポイントのところに、設備機器等をかなり強調されているところがございます。これは確かに必要だと思いますが、基本的にはやっぱりコンソーシアムよりはプラットフォームに近づけようとする、やはり人材だろうと。そこでの情報の共有化と学習効果がどう蓄積できるかということだろうと。そういう長期的なものが見えないんですね、この中には。ちょっとこれが寂しいところでございます。

追加して申し上げられれば、この資料6を見たんですが、科学的技術による地域活性化の戦略というところに、地域拠点のエコシステムを目指してという、これ非常にいい提案だと思うんですが、こういう主体のそれぞれの地域戦略に係るマネジメントをどう最終的にそこに持ち込むかということまでのトレースが少しあってよかったのではないかと。エコシステムがいいかどうかわかりません。いろんな説明ができるかもしれません。こういうことについては、その後の取りまとめの中で、この議論はされたんでしょうか。

【説明者】 今回の事業の評価に当たりまして、そういった機器というよりはソフト面のコーディネート機能ですとか、こういったものが重要ではないかというお話はいただいております。

実際のところ地域イノベーション創出共同体形成事業でも設備機器の利用件数は進んだとなっておりますけれども、やはり今後の中身のある産学官連携を進めていくには、むしろ技術コーディネーターとか、指導員とか、こういったものについて評価が高かったわけですが、むしろこういったところに着目していく必要があるんじゃないかと考えております。

実は平成24年度、25年度と補正予算で、公設試への機器の配置を広域連携のもとに進めていく。あるいは戦略産業に絞って進めていくというのを、今、取り組ませていただいております。

その中で、やはり大事になってきますのは、その機器の使い方ですとか、その機器を使う、例えばGNT、グローバルニッチトップのような企業を、単にその機器を使うだけじゃなくて、さらにその次のステップに進めていくためのアドバイスができるような方の配置と。こういう人材の配置にもっと力を入れていく必要があるという議論をまさにしております。

そうでないと、単に機器を配って、広域連携ができてよかったねで終わってしまいますので、おっしゃるとおり、その次のコーディネーションに向けて、今、進めようとしているところでございます。

【座長】 先ほどのご質問で、プロジェクト・マネージャーの選定基準についてご質問があったと思うんですけど、その回答がまだされていないと思います。

【説明者】 失礼しました。このプロジェクト・マネージャーを、先ほど申し上げましたけれども、イノベーション、研究開発事業を進める民間企業の中から、その技術分野、あるいはその事業について最も詳しい方にマネージャーとなっていて、その方がそれぞれの支援機関、あるいは大学、研究機関の間を橋渡しをして動き回るというふうな役割でございまして、その選定というのは、それぞれ事業者のほうからプロジェクト・マネージャーをあわせて申請していただくというふうな形をとっております。

【座長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

【委員】 地域イノベーションのこのプログラムは、大変いいプログラムだと私は評価しております。

9ページと11ページの中で、先ほど質問もありましたけれども、この右側の9ページは設置機器の利用ということで、やはり関東地域が断トツで多いです。

地域でそれぞれ数字が出ているわけですが、この中で大変活発な地域と、その中からたくさんの知見があるのだろうと思います。なぜそこが活発に

利用するのか。あるいは、クラスター的な構成の上でも、非常に政策効果として出ている地域があると思いますので、そういうところをきちっと整理した上で、それを知見として次のところにつなげていくというのが私は非常に大事だと考えております。まず第1点がそれです。

それからもう一つは、地域を活性化しようというのは大変大きなミッションですので、そのためには新しい事業をつくるということです。それと、事業化ということを変に重要な指標にしているわけです。

その場合、3ページの公設試、大学、TLO、企業という中では、産学官だけでは事業化というのはなかなかうまくいきません。産学官金ということで、金融をこのようなセクターの中に入れることによって、国の支援策だけではなく、事業化とすると民間の資金も投入したり、金融機関のバックアップがすごく重要ですので、それが第2点として大事なことだろうと思っております。

それから3番目には仕組みづくりです。要するに地域を活性化しようというときに、さまざまな仕組みをつくりまします。産学官、それから地域の自治体、それから、重要なのは中小企業の参加です。

この事業化といった場合に官がやるわけでもなく、大学がやるわけでもありません。地域の自治体も一部含まれますが、基本的には地域の企業が事業を起こすわけです。それによって雇用を増やしたり、税収を上げて、それから地域が本当に活性化するというところにつなげていくわけですので、そう考えると、この各仕組みづくりの中の担当者と、それから、そのリーダーの役割というのは大変重要なのです。

ですから、先ほど一番最初に申し述べた、地域でうまくいっている事例をピックアップすることによって、そこに各セクターの非常に重要な担当者とリーダーと、それから取りまとめたプロジェクト・マネジメントしていく存在というのが、これからの地域を活性化する要になると思っています。そのような観点からいうと、この地域イノベーションプログラムというのは大変重要なプログラムであったと思いますので、これをさらにもう一回いろいろ検討して、新しい支援策をこのイノベーション会議の中で構築していくように提言していきたいと思っております。

以上でございます。

【座長】 アドバイスという位置づけでよろしいでしょうか。

何か。

【説明者】 はい、貴重なご指摘ありがとうございます。

ちょっと補足を申し上げます。この資料5の38ページを見ていただきますと、この公設試験研究機関に導入した設備機器の地域別の延利用件数をさらに1拠点当たり、公設試験研究機関当たりで割り算をしてみますと、38ページの下

ほうなんですけれども、北海道とか中国、中部あたりは関東よりも利用数が多いというふうな結果が出ておりまして。

これは、要するに機器の配備の仕方とか、あるいはどの分野に用いたかとか、地域によって、単純な経済規模ではなくて、1機関当たりの利用件数にかなり差が出ておりまして、これは、おっしゃるように、優位な共同体を形成したところがこういった結果をもたらしているんじゃないかと。

そうすると、産業支援機関がどのように働きかけたかとか、どういうふうにクラスターが機能したかと、こういったことも突っ込んで考えていく必要があると思います。

それから、金融の役割が重要だということで、信用金庫とか地方銀行も、これから人口が減少してどんどん貸出先も減っていく中で、やはり単にお金を貸すだけじゃなくて、産業支援的な意識を持っておられるところも多くなったりしております。

ですから、今後こういう連携体制を組むときは、事業化も見据えて、最初から金融機関の皆様も巻き込んでいくとか、あるいは、いい技術を持っているところを金融機関のほうから教えていただくとか、こういった連携も必要ではないかということで、金融庁のほうでもRelationship Bankingということ、今、強化しようということでございますので、私どものほうでも、今、中小企業の持つ技術を評価できる仕組みを構築しようと別途取り組んでおりまして、そういったものができれば、そういう金融庁や信用金庫の協会などにもご紹介をしていきたいというふうに考えております。

それから、中小企業への支援が重要ということで、こういった研究開発の成果をフォローアップするという意味で、中小企業庁のものづくり補助金とか、サポーターインダストリーの補助金がございますけれども、実際、申請書の作成に当たっては、産業支援機関とか公設試験研究機関が間に入って取り組んでいる例もございますので、そういったものを進めるとともに、今後も産業クラスター的な政策は復活しようと考えておりまして、そのときにうまくいったプロジェクトのリーダーとか、プロジェクト・マネージャーとか、こういった方を今後も産学官連携のキーパーソンというか、コーディネーターとして、きちんと捕捉して、いろんなときにお手伝いしていただけるような、そういったネットワークも築いていきたいというふうに考えております。

以上です。

【座長】 ほかいかがでしょう。

【委員】 簡単に、答えていただければありがたいのですが、私は、産学連携がこの方向に進むのはいいと思っています。医学・医療では、残念ながら最近の東大の例に見られますように、新聞報道によりますと、製薬会社と一緒に研

究計画書をつくったことさえけしからんといった方向に話が進んでいて、利益相反の問題が大きな問題になりつつあるように思います。

このプログラムでが、利益相反の問題、利益相反への対応はディスカッションされたのでしょうか。

【説明者】 私が把握している限りでは、恐らくそのもう少し前の研究開発の段階の部分の議論が多かったのではないかと思います。一方で、学部の中では、そういう話も実際に動いていたかもしれないんですけども。

実際に、どこまで我々が支援した研究開発の中でそこまで議論がなされたか、あるいは、そういった問題を解決するに当たって何か職発制限法ができたかどうかというのは、申しわけございません、今、把握しておりません。もし何かわかりましたらまた調べたいと思います。

【座長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 概要については非常に包括的にまとめられていてよくわかりました。地域のプロジェクトですので、地域別あるいは分野別のデータを示してもらいたいと思います。問題になっているプロジェクト・マネージャーですが、彼らの評価と事業の成果の関係性があるのかどうか、明確にして欲しいと思います。プロジェクト・マネージャーの評価は、事業終了後に非常に厳しい評価に変わっている。これは何を意味するのでしょうか。日本人の特性として、事業の途中で、批判はしにくいですが、終了後はやはり言いたいことがあったということなののでしょうか。それとも事業の成果が明らかになったため、プロジェクト・マネージャーの評価に影響したということなののでしょうか。

プロジェクト・マネージャーが継続されていないところとされているところがあるようですが、それがプロジェクトの成果に影響しているのかという点の整理をしていただかないと、平均的には合格点でしたと評価されても、次のプロジェクトに向けての課題が明らかにならないし、今後の大きな地域イノベーションの戦略をやるための参考にも余りならないなという感じを持ちました。

北海道の例が本プロジェクトの代表として示されていますが、機能性食品を除くと、医学部の先生方の研究は事業化につながっていません。科学技術を利用したスモールビジネスに終わった事例が多いと思います。この背景には、事業化率を40%に上げているということも影響していると考えられます。本プロジェクトは、事業化支援になりつつあって、イノベーションではなくなっている感じもします。ですから、この点についての見直しも必要だと思います。

あと1点だけ言わせていただくと、バイオ系のいろいろな施設を見させていただいて驚いたのは、高額で購入されている装置、機械、設備機器類が外国製というところが多いように思います。

一つ一つの事業で特許や事業化率を見ていくというのは大いに結構なんです

が、やはりイノベーション事業で使用された海外の装置メーカーに流れるだけでは問題ですし、何か関連した装置の開発など、そういう分野に何か大きなプラスの効果があったりしたら、プロジェクトの波及効果もといえると思います。プログラムの成果をお話しされるのは、必要なことなんですけれども、経済産業省の大きな目的に向かっての何か効果があるとするならば、それらの点について何かアピールをしていただければなと思います。

以上です。

【説明者】 ご指摘いただきましてありがとうございます。

プロジェクト・マネージャーが事業化にどういうふうに関わっているのかとか、あるいは地域別・分野別の分析ですとか、もう少しきめ細やかにというご指摘もございましたので、作業時間の関係もありますけれども、どこまでできるか少し試みさせていただきたいと思います。

それから機器の購入につきましては、今も公設試験研究機関に機器を配備するときにはスペックは特定しますけれども、それを一体幾らの価格で入れるのかというのは、競争入札のやり方をとっています。最も有利な条件で同じ性能のものが提供できるということで、日本メーカーのものも入っておりますけれども、やはり分野によっては海外のものも入るケースも出てくるかなど。そこは高額になればなるほど、海外のメーカーにもオープンの形で入札をしないと問題になりますので、そこはやむを得ない点があるかと思っております。

それから、まさに事業化率を高く設定するがゆえに手近なところで成果が上がるように、小粒なビジネスにちょっとバイアスがかかっているのではないかというご指摘もいただきました。これも事業化に成功したものの、販売実績とか将来の市場見通しなんかも見ながら、何かお示しできるものを用意できないかなど、事務方とも相談する必要があるのですけれども、検討させていただきたいと思います。

【座長】 幾つか次回に資料が出るといいます。ほかいかがでしょうか。

【委員】 先ほどからPD、POの話が出ていますが、この地域イノベーション協創プログラム全体のマネジメント体制はどういうふうに行われていたのかというのが一つ目の知りたい点です。もう一つは、資料5の19ページですが、基盤形成事業のBの創造的産学連携体制整備事業で12.4億円が投入されて、補助金交付先のライセンス収入は45.9億円だったという点です。補助金、すなわち、投入された資金よりもライセンス収入が多いという結果が示されているわけですが、これは補助金の効果を示すものなのか、教えていただきたいと思います。

【説明者】 連携体制につきましては、この地域イノベーションと産学連携で担当室が異なっているわけなんですけれども、これ、この事業が組まれたときから

同じプログラムの中で実行するということがございますので、事前の評価ですとか、中間のフォローアップですとか、今回もそうですけれども、このフォローアップのとき、評価のときだけではなくて、両課でよく連絡をとりながら、この間あった指摘に対してどういうふうに対応していくのかということについても、細かに調整しながら進めさせていただいております、局も違うんですけれども、それぞればらばらにということではなくて、実は私のいる地域新産業戦略室、昔は地域技術課と呼ばれておりました、同じく工業技術院の中でセットで組まれていまして、地域性を高めるということで、今、別に入っているんですけれども、そういった意味で、同じ役所でございますし、そこはよく連絡をとって進めているつもりでございます。

【説明者】 それから補助金のところのご質問があったかと思いますが、この創造的産学連携体制整備事業、5年間で12.4億円というのは、そのTLOの活動費、つまり実際に働いておられる方々の活動費に対して補助が3分の2、払われておりますので、TLOが結果としてこの5年間の間にライセンス収入で得たものが45.9億円ということでございますので、関係があるか否かと問われれば関係があると思います。

ただ、実際、正直申し上げますと、このTLOの支援事業というのは平成10年度からやっているものでございまして、当然ながらこの12.4億円の結果が即ライセンス収入につながったかということと必ずしもそうではなく、そういうものもあるんだと思いますけれども、大分前から頑張ってやっていたものが、ちょうどたまたまこのときに花開いたというものも多分含まれていると思います。その仕分けはちょっと難しいんですけれども、実際には補助金を交付したTLOの収入として得たライセンス収入ということでございますので、その人たちの活動の結果、ライセンス収入につながっている部分をカウントしているという意味では関連があるということだと思います。

【座長】 では最後ですが。

【委員】 今のライセンスの話は、正確に書かないと非常にまずいですよ。誤解しますね。この280億円の事業でのライセンス収入が5年間で61.6億あったというふうに取り取れてしまうんです。異常ですよ、大体そんなことがあり得るはずがない。1年目にそのうちの多くのライセンスが入っているんだから、ここのところを正しく報告すべきです。

それから2つ目は、この事業、支援事業で幾つか新しい製品が出てきたというのは非常にいいことなんでしょうけれども、理想的にはこういった事業を興すことによって、産業界、企業から大学、あるいは公設試に自発的に今度はお金を払って、それで研究を続ける。こういった効果が期待されます。その辺のところを調べていただきたいというふうに思います。これが2つ目です。

それから3つ目は、先ほちょっと話が出ましたけれども、280億円というのは非常に大きな額で、280億を使ったことによって、費用対効果というのをどういうふうに考えるか。これをもっと分析すべきだと思います。

この3点をお願いします。

【説明者】 では、2点目について先に。

研究開発、たしか資料で11ページのほうで、事業化に至っていないものについて、今後も研究開発に積極的に取り組んでいく、あるいは実施中であるというところ、これは、いずれも追加の補助金というより自前の資金で取り組んでいただいております。そういった意味では、国の補助なり委託が入って、ある程度のところまで来たので、これから先は自分たちでこの研究資金を出して、まさに公設試験研究機関ですと受託研究になるのだらうと思うんですけれども、そういう形で事業が進んでおるというふうに認識しております。

それから280億円の費用対効果については、今回、お持ちした資料にはお示しできていないんですけれども、それも含めて、またご覧いただけるように用意したいと思います。

【座長】 そのほかの部分は次回に。今、答えられますか。

【説明者】 継続研究の部分につきまして、私のほうから補足させていただきますと、52件審査していただいたんですけれども、この中身を見ますと、7件は終了とか中断、やめちゃったというものがございますが、事業化というか販売開始している6件を除く残りの39件は、研究開発が実際にまだ継続しておりますので、そういう意味では支援が終わってすぐやめているとかそういうことではなくて、今後、そういったところからまた成果が上がってくるのではないかというふうに期待はしております。それはこの支援の外でございます。

それから、TLOの部分につきましては、仕分けられるかどうかも含めていろいろな要素があって絡んでいるので、どこのときにその人が貢献した内容が今、ライセンスにつながっているのかというところを見ないといけないですけれども、できるかどうか調べてみたいと思います。

【委員】 何点か質問があります。大枠から聞きますと、これ4つのプロジェクトをプログラム化したわけなので、そのプログラム化したところの効果というのが、今回のプレゼンの中では個別にご回答をいただいたので、よく読めなかった。何が効果としてあったのか、何が難しかったのか、その辺のところを知りたい。

それから、先ほどもプロジェクト・マネージャーの話がありました。それから産学連携プロデューサー、スペシャリスト、また昨今ではここには入っていないのですが、URAとか、つなぎの人、仕掛けづくりの人というものの、さまざまなのが出てきているわけなのですが、これだけ見るとアンケート調査的な

話でいくと、効果があった、意味があった、そこで終わってしまっているんです。

事後評価というのは、次に何か施策を打つときに、示唆を与えるものであってほしいわけです。ですので、何を体験して、そこからどのようなレッスンを学び取るか、このような仕掛けをつくるときには、何に注意してどういうことを目指すべきというのが、その辺を読み取れるようなものが内容として欲しいところがあります。

それから、一つピンポイントで知りたいのは、地域における仕掛けづくりについてです。中でも公設試の役割は非常に重要ですが、地元から見ていると公設試は個々別々に動いているわけなんです。域内、県内の公設試も分野が違っていると連携がとれていないというのが現状で、縦割りです。かつ、域外との公設試との連携というのは非常に必要だとは言いながらも、なかなか動いていなかったというのが私の知っている数年前の話でした。

これをやったことにより、ある程度の改善が見られているのか。何が問題なのか、制度的なものもあると思いますが、その辺も指摘していただけると建設的になるかなと思います。

それから、先ほど委員がおっしゃったようなプロキュアメントの話ですが、アメリカではS B I Rというシステムがあって、何かというとイノベーションという視点から装置を入れるということが可能なようなシステムになっているわけです。

日本では日本版S B I Rをつくったんですけれども、活用し切れていない。その辺で今後の課題ですけれども、こういう仕掛けをつくるときには、そういうことが可能になるようなものも埋め込むというのが、一つのここから学べることではないかと思います。先ほどのファクトとしては国産ほとんどなしという状況を皆さん知っているわけなんです、それを改善するためにどうしたらいいかというのは、やはりここからのレッスンとして学ぶべきだと思っております。

それからこの事後評価というのは、評価専門調査会の評価ですが、表面的な評価はもちろんしなくてはいけないんですけれども、それだけでとどめておくと、やはり意味のある評価にならないので、踏み込んだこと、時間とかの制約がありながらですけれども、やはり何を学ぶかというところの視点から詰めていただけるとありがたいと思います。

以上です。

【説明者】 4つの事業を1つのプログラムにおさめたことで何が効果があって、何が難しかったかというご指摘でございます。

それで、今回、お持ちしたアンケートの中でも、20ページのところでは研究

開発事業と、この地域イノベーション創出共同体形成事業の連携が有効であったと、アンケートでぽっと単純に出ているだけなので、これでは何がどう連携してうまくいったかわからないではないかというご指摘かと思います。

そういった意味でももう少し成功した事業と、形成された共同体のかかわりについてもう少し掘り下げて、どういうふうなインタラクションがあったのかというところを、もう少しこの事例を読み込んでご報告できるようにしたいと思います。

そこを網羅的にできるかどうかというのがあるのですが、できる限りレッスンにつながるようなものをお示しできればと思います。

それから公設試が個々別々であるというのはご指摘のとおりで、自治体の財政も厳しくなっていますので、どんどん機器も陳腐化しておりまして、一つの公設試で、フルセットでいい体制を組むことは難しくなっています。

私も、全国の公設試のネットワークというかそういった会議にも出させていただいて、どういうふうに広域連携を進めるかという議論は、今、具体的に進めさせていただいておりますけれども、一部の公設試が独立行政法人になってある程度自治体のくびきというか、制約から離れた形で動けるようになっているところもあるのですが、ほかのところはやはり、うちの自治体に属しているところは、県外の方に同じ料金で提供するのはどうなのかとか、広域連携を強めることについて、必ずしも県の商工労働部が好意的でないというところがあって、こういうまさに組織の壁というか制約なんですけれども、これをどう打ち破っていくかということが課題になってございます。そうしたところも評価していただけるようにお示ししたいと思います。

【説明者】 プロジェクト・マネージャー、事業化につなげる人のところなんですけれども、まさにそのところが実際に我々やったアンケート調査でも課題に上がってきておりまして、我々、研究開発の中身を審査して、採択して、その進捗を管理するという観点から、研究開発の中身を詰める作業は行われるんですけれども、実際にここにもお示しましたように、事業化に向けたアドバイスが弱いというふうに言われていまして、先ほどのご議論の中にも産学官に何か金融の人も入るかどうとかいう、要するに事業化のプロの視点がまだ欠けているのかもしれないので、そういったところ、今、おっしゃったとおり課題かなというふうに考えています。

あと、バイオ系の研究のときに、ほとんどのお金が結局、研究費が海外の機器に流れているのではないかというご指摘がありまして、これ多分、相当前からそういう状況が問題視されているのだと思いますけれども、実際に今、私がちらちらと我々が支援しているDのほうの研究開発事業のほうを見ましても、バイオ系の機器開発のテーマが相当あります。

機器管理系の支援事業も相当あるにも関わらず、非常にニッチな分野の機器開発になっているためか、大型の汎用的な部分は、まだ相当海外に取られたまままでまだ追いついていないのかなと、それを何とかしないといけないのかなというふうに考えております。

【座長】 ありがとうございます。大分時間を超過しましたので、このあたりで質疑は終わりにしたいと思います。どうしても何かまだある方、よろしいですか。

では、これで本日の質疑は終了したいと思います。

経済産業省におかれては、本日されたご質問に関して、書面で回答いただきたいもの、さらに追加資料提出を求める事項について、追って事務局から連絡させますので対応をお願いします。

また、第2回の検討会への対応もあわせてお願いいたします。ありがとうございました。

では説明者及び説明補助者の方は、ご退席ください。

（説明者退席）

【座長】 ただいまの説明を受けて、ここから議論したいと思います。

まず資料4の視点がありますが、これに沿ってご意見なりコメントを出していただけますでしょうか。資料4は全部で大きく3つの1. 2. 3. とありますので、まず1. の視点から順にご意見をいただければと思います。

【委員】 言葉として私どもよくわからないのですが、多くの研究機関といっても、いろいろな研究機関がありますけれども、地域全体にかかわる研究機関というのは全員参加したかどうかって、わかりませんよね。どの程度参加があったのか。それと共同体という言葉を使って非常に運命共同体みたいな連想をしてしまうわけです。

当然、統一した目的があって、当然そこら辺のゴールが、手法がはっきりしているような、そういうものを想定している視点なんですけれども、そうではないですね。単なる協議会組織ですよ。この辺の理解が、非常にわからなかったんですけれども、どの程度の組織を想定されているのか。単なる事業を取るための組織なのかということです。例えば、そこに自治体がどこまで関与するとか、公的なセクターがどこまで関与するか、それはもちろんないわけですよ。その辺ちょっとわからないので、その辺どうなっているのか教えていただきたいと思っていたのです。

【事務局】 こちらに書いてございます記述と申しますのが、地域イノベーション創出共同体形成事業に関して経済産業省が示してきた目標設定、資料の8ページでございますけれども、要するに多くの研究機関が参加するというのは、

ある意味、経産省においてこういった目標を設定してきたということであり、またこういった目標設定でもってある程度意図している共同体というものを表現しているということでございますので、むしろ今の先生の問題意識からすると、そういった目標設定なりが、前提条件の設定なりが十分か、適切かどうかという観点も含めて、評価の対象かなというふうに認識してございます。

事務局の見解としては、以上でございます。

【委員】 今の委員のご発言に私も非常に同意するところがあるのですけれども、まさに今、地域にある研究機関がどのくらいあって、そのうちの幾つが参加したのかということが分からないと、「多くの」という表現ではどのくらい参加したのか評価しがたいと、私もずっと思って拝見しておりました。

特に9ページの研究機関の協議会への参加数という表で、経済産業省の方も北海道、それから中国、九州が関東よりも参加率が高いとおっしゃっていたんですけれども、参加数が、北海道は52とか53とかある一方で、関東は22、23しかない。関東は1都10県あり、北海道は一つの県であることを考えても、明らかに関東の参加機関数は少ないのではないかと想像されます。近畿も20ということで、こちらでも2府5県あるのに、この数というのは少ないように思えます。もしかすると、先ほどお話にあった、他県の人には貸したくないというような傾向が、関東・近畿という一番メインの地域でもしあるのだとすれば、この事業自体は重要だと私も認識しておりまして、国のお金も入って設備を整備している施設が多い中で、それが県民にしか、県内企業にしか開放されていないということですと非常にもったいないと思います。本事業は、非常に重要だと思っていますので、ここは全体として、独法とか大学とか公設試といった、ここに書かれているような分野の研究機関が全体として幾つあって、そのうちの幾つがこの事業に参加していたのかというデータにさせていただいて、かつ、私も質問で申しましたけれども、県外の企業がどのくらい利用しているのかというデータを出していただかないと、なかなか評価しづらいと思います。

【座長】 次回の宿題で。

【事務局】 ご指摘を踏まえまして、母数というかそもそもの数と、あと、何をもって多くの研究機関と判断されるのかといった考え方を含めて、どのような共同体を意図したものかも含めて確認したいと思います。

【委員】 今の形成された共同体のキーワードのもう一つが継続性だと思いますので、せっかくできたものが本当に一過性に終わらないようにするにはどうしたらいいかという、そういう視点からも検討してもらえればと思います。

【座長】 ほかいかがでしょうか。

【委員】 前のご発言の継続性に関連してですが、6ページの予算額をみると、最初の2年間は基盤整備を行っているので金額は多いけれども、その後は採択

したものを継続していくという形で予算がどんどん減っています。このプログラムはここに示したとおりなのでしょうが、この後継プログラムがあるのであれば、それもお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 この産学官連携、地域イノベーションの創出に向けたということの後継プログラムにつきまして、文部科学省のCOI STREAMがございます。概ねこのプログラム自体、経産省のものはクローズというか、一旦、というところがございまして、あと、産業クラスター施策を復活させたいというコメントもございました。ですので、後継のプロジェクトの状況に関する資料は、次回ご提示させていただきます。

【委員】 これだけいろいろな視点から見ていて、全部一点一点言うと大変なことになります。

例えばこの1. (1)の研究成果や機器のデータベースを作成し、とかいろいろ書いてありますね。こちらの経産省の報告書を見ると、研究機関が所有する機器であるとかデータベースの有効性について、約半数の企業からはどちらでもないとの回答があり、その広報力、認知度評価、利用頻度が低かったと考えられると、これで報告書が済んでいるというのが考えられないです。

これだけ280億の一部のお金を使っているんだから、かなりのデータベースができてはいるはずだし、いろいろな機器も買っているはずです。中にはうまくいっているものもあるはずですし、悪いものもあると思います。それをもっと具体的に、報告して、次につなげるような目標を書いてもらわないと。

【座長】 多くの項目で、アンケートで評価する項目が多かった。そこを少し具体的な事例を示してもらって、単に事業化率の指標一つで評価するのもというご意見もあったと思うので、製品化までいったもの、事業化できたもの、産業になったものみたいな選別をしたり、製品ができていなくても、研究開発が大きくブレークスルーしたような内容も中にはあると思いますので、そういうのを事例では書いていただいているんですけれども、全体としてそれが何件あって、どうだというふうなご説明をいただくように、前からお願いしているんですけれども、なかなか出てこないのので、再度お願いしたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

【委員】 私も仕事柄、多少関係するところもあるのですが、地域によっては実はいろいろな事業を入れているんですよ。それでベースがあって、そこにこの種の事業を入れてきて、たまたま熟していくものがあるって、それが一、二年で結果が出るというケースがあって、その辺は優良事例みたいな位置づけで。初めてもしやったらなかなか出てこないということなんです。

つまり過去の蓄積があって、そこで学習が既に働いているわけです。そういうものについては、製品開発がある程度いくだろうと。北海道なんかだと先ほ

どもありましたけれども、ここはみんな取っています、いろいろなものを。ほかでも地域の、例えば十勝は十勝で取っているとか、またあります。そのトータル評価の中で製品開発のものは成功事例が出るわけでございます。そういう、何もこの事業だけではなくて、相互関連的に地域の中でどういうふうな仕組みづくりがあったのかということがわからないと、我々もちょっと評価できないという感じがします。

【座長】 同じような関係が、知財の話もそうですよね。その事業の前に一体どういう状態になって、この事業によって何が一体変わったのかというところが、単に全部の結果しか示されていないケースが多いので、そこを具体的に中身を出してもらいたいと思います。

【委員】 地域の活性化ということで、やはり成功しているモデルをしっかり分析する必要があると思っております。

98年にできたTAMA協会、発足したのが98年なのですが、4年後に社団法人化しました。多くの大学があり、広域に埼玉県、神奈川県、それから多摩地域で理系だけでも27大学があります。

そこにある自治体、八王子、立川、あるいは町田や狭山や川越など、こういう自治体の人たちが本気になって地域を活性化しようというような思いが強いのです。

先ほど申し上げましたように、各セクター、大学の中でも、大学の役割とすれば教育があり、研究があり、それから産学連携があるわけです。産学連携にかかわっている先生方がどれくらいいらっしゃって、どれくらい熱意を持ってやるのかということです。

そこが中小企業とどのように関係をもち、具体的なプロジェクトに参加してくるか、ということで初めて国のいろいろな支援策をうまくアプローチして、採択率もどんどん上がります。しかも採択した事業化率、その効果って物すごく、3倍の効果が出ているということが出ているわけです。

こういうところにヒントが私はあると思いますので、そこで、では地域で何が足りないのかと言えば、モデルがあるわけですから、地域の各セクターのところで担当者がちょっと元気がないとか、リーダーに全然その気がないというようなことが浮き彫りになるわけです。地域の活性化というのはその中で中小企業が主体となって、自分たちがその事業化をしていく主体なのだということが、やはり一番問題なのだと思います。そういうところをしっかりと分析した上で、次のプロジェクトにぜひつなげていきたいという感じです。

【委員】 企業の研究開発の立場で、少し印象っぽくなりますけれどもコメントしますと、こういうイノベーションには3つの要素があると思います。まず、どういうドメイン、どういう分野でやるかという、テーマ選定にかかわるとこ

ろです。

次がそれを実際に実行する、いわゆる途中の研究開発プロセスのところ、それで3番目が事業化のところ。真ん中の研究開発ステージのところについては、NEDOさんのマネジメントですとか、公設試等を、いろいろと巻き込んで、それなりの評価があるというのは、アンケートから見てとれますが、一番最初のどこをやるかというドメイン選定の部分の分析というか、フィードバックが若干足りないかなという印象です。

というのは、例えばこれは非常に失礼な言い方なんですけれども、日本の特に国関連のR&Dの投資は、最近、バイオ関連が多いように感じています。しかしながら、この分野からはもろもろの産業が出ては来にくい。何を言いたいかというと、とにかく上流のところのテーマ選定のところは、どういうふうに地域活性に役立てるようなドメインを設定するかという点が重要ではないかと思います。あとは一番最後の委員がおっしゃったような力水の話、資金面の話です。そこが、国の研究開発でも民間でも一番悩ましいところだと思います。

【座長】 何のテーマ、どういう領域をやるかということに関して、今回は地域イノベーションになるんです。その地域の特色を生かしたテーマとか領域をトップダウンで落としてというのは、なかなか今回やれていないように思うんです。

そもそもそういうことが一体できるのか。そういうのはボトムアップで出てくるものではないかというふうな議論もあるかと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

【委員】 恐らく両方だと思うんです。いわゆる地域の現実と、今後どういうところが産業として大きくなるんだろうか、芽があるんだろうかという大きな仮説、そのこのところをぶつけ合うという視点だと思うんです。

北海道の成果を見ると、農水産業をベースとしていて何となく北海道っぽいですよね。民間でも北海道地区のこの類いのイノベーション事業のようなことを何度かやっていますけれども、やはり北海道らしくなってしまうんです。

農業という産業をベースにすると日本の農業生産高は8兆円、産業としての規模の制約の中でのイノベーション領域って非常に狭まってしまうのではないかという問題があります。だからそこを原点に返って、トップダウンでどういうふうにやるべきかというのは、なかなかアイデアがないんです。けれども、間違ってしまうかもしれませんし。

【座長】 今のそういう基本戦略みたいなことはあるのか、ないのかというのは、一度、経済産業省にも問いかけてみたいと思います。

【委員】 先ほどの企業体の母数ともかかわる話ですが、それぞれの地域の研究テーマや事業体の全体像を把握している人、所管、組織というのはどこなん

でしょうか。そういう人がこういうプロジェクトに入ってくないと、地域全体を見渡すということはなかなか難しいのではないかと思います。

【座長】 基本的には地域の経済産業局がそのことを把握していて、今回のプロジェクトは経済産業省本省と経済産業局との連携で行われたという図はあるのですが、具体的に中身、どういうやりとりがあったかという説明はないので、ちょっとそこも宿題項目として出したいと思います。

【委員】 地域イノベーションというということで議論していくと、少なくとも地域の資源とかいうと、農と食に非常に近づくんです。それとはかかわらず中小企業、いろいろな集積体、クラスターがあって、そのクラスターをどう次の戦略に向けていくかと、最後の経済産業省はむしろそちらのほうに力を入れたい説明もありました。

これをどういうふうに見るかということと、もう一つは、地域マネジメントをどこが实际的に産業トータルでやっていくのかというのがないと、例えば北海道庁とどこかの企業体がどこかで北海道でやっているというのであれば、そこが恐らく地域マネージャーが必要だろうと、あるいは十勝が十勝周辺の必ずしも市町村の範囲等を入れてクラスターをやっているというならば、そこが中心かもしれない。市町村ではない。その辺の領域の話、これをどういうふうに見たらいいのか。それがないと多分最終的に、ではどこに波及を考えるかといったら、基本的に所得と雇用になります。

そこまでもつためのバリューチェーンを考えていかないと、やはり最終的には活性化にならないだろうと。これは資材も含みますけれども。そのバリューチェーンを描きながら地域をどうしていくかということだと私はと思いますが、この辺はどうお考えでしょうか。

【委員】 雇用も含めまして、これだけのお金を使って、それで地域の活性化、イノベーションを創出していこうというプログラムですよ。それで、こういう環境ができましたという話はもちろん大切だけれども、もっと具体的に何ができたかということを書くべきである。例えばそれぞれの地域の今ある産業、今ある製品がどれだけ強くなっているか。それから新しい産業や新しい製品がどれだけ生まれてきたか、それから3つ目は、それぞれの地域が保有する、この誇るべき技術がプラットフォームとしてどれだけつくられてきたか。4つ目は、産官学、これこそ環境なんですけれども、産官学を含む連携体制、こういったイノベーションを生むための体制をどうつくってきたか。それから5つ目は、連携体制に伴うんですけれども人材育成、プログラム・ディレクター、プログラム・マネージャー、あるいは研究者でもいいですよ。サプライチェーンのそれぞれのステージにおける人材がどれだけ育ったか。こういったところを要領よくまとめて報告してもらおうといいですよ。多分、皆さん同じ注文

だと思っんです。

【委員】 今、大事なクラスターのここと言いますと、もともと国の政策としてクラスターが発足したわけですが、地道に地域から本当に自分たちの地域を活性化しようという動きをやっている事例として、宮城県大崎市というところがあります。自分たちで物づくり系だけではなくて、建設や商店ももちろん入って多様な自治体が中心になり、あるいは商工会議所が中心になって、地域を本当によくしようと、クラスターを発足して何回も勉強会を言っていました。そしてようやく立ち上げるというときに呼んでいただいて、多摩で具体的に活動をやっていることを同じ取り組みにすると同時に、一つ大事な提案をしました。

それはどのようなことかというところ、地域だけでやろうと思ってもなかなか難しいということです。例えば国がそういうことを支援しようという大きなプロジェクトがあり、宮城県であれば、東北経済産業局の地域経済部と連携をしっかりとっているのかと聞いたら、とっていないと言うのです。それでは地域の資源を何とか活性化しようと思っても限界があります。この先大きく展開していこうとして、地域をもう少し多くしようとしたら、やはり国の支援策をうまく活用していくというのが大事だということを提案し、すぐに東北経済産業局の経済部長にお話しして、土曜日に発足になりましたけれども、ぜひ国の支援策を活用して頂いたらどうですか協力を要請したところ、やりますと言ってくださいました。今、しっかり地域からやっていこうという自発的なクラスターの活動が、国のそのような部門にアプローチすることによって、さらに発展していくということです。事業化ということが先ほどから盛んに議論になっていますが、この支援策がなくなったときに、地域で今までクラスターをやっていた人たちはみんな疲弊しているわけです。TLOもそうです。TLO支援策があったときに50ぐらいあり盛んに活動していたのですが、実際は経営状況がどんどん悪くなってしまっています。経営という視点でやはり問題が起きているわけです。

従って、本当に自発的に地域から活動を始める。そこが一番のポイントだと思います。小さい活動かもしれないですが、徐々に地域が連携していくことで、自分たちの地域をよくするわけです。総合科学技術・イノベーション会議で考えるような国家戦略は極めて重要です。そこにどうつなげていくかによって地域が本当に生き返ることが出来るのだと、私は思っています。

ぜひそういう視点で、これからも建設的な提言をしていきたいと思っております。

【座長】 今、ご指摘の支援のような内容も今回の中にはあるかと思いますが、そこをまだ出せて見える化できていない部分、そこも一度問いかけるよう

にしたいと思います。

【委員】 今の委員のご意見に賛成です。自発性というのがいつまでも国が支援しているわけにはいかない。国が次から次へといろいろなところに支援が移っていきますよね。だからここで支援した産業、事業というのは自立していくそのための自発性です。

ですから、その自発性というのも単品でうまくできた、これではだめで、やはりさっきおっしゃったモデル化ということが重要です。モデル化することによって、他の地域の人たちもそれを参考にしてやると。ですから、今回のものでも成功しているものは幾つかあるはずなんです。ですから、これをちゃんと探して、モデルとして示してもらうことが大切です。できれば失敗モデルというのも示して欲しいです。

【委員】 今の国の施策との関係性なんですけれども、おっしゃったようにクラスターって、概念としてクラスターとクラスター政策の両方があります。クラスターそのものというのは、動きが十数年前からあるところまでは、クラスター政策がスタートしたので我が社も、という形でもって、今、いろいろとあるわけなんです、その中で具体的なことを発している。

そこで今回の評価にスペシフィックな話なんですけれども、この期間内で外部環境というのがかなり変わってきているというのがあります、施策の意味で。例えば「イノベーション25」というのを立ち上げたころ、この地域イノベーション協創プログラムが出てきたわけなんです。現状では「イノベーション25」に言及する人がほとんどいません。それから、途中で事業仕分けとか、いろいろなファクターがあって、親元のその施策そのものが縮小したりとかなくなってしまう。そういう外部環境があつての中での評価なので、すごくデリケートなことなんですけれども、そういう点をどういうふうに考えるか、これが初めから想定したことが担保されていたかということ、外部要因の変化があつたので、そのインパクトを受けたわけです。その辺の評価の仕方というのをちょっと考えないと、通常の淡々とやるものとはちょっと違うと思います、私も具体的なアイデアはないのですけれども、気をつけなくてはいけない点だと思っております。

【委員】 もう一つ提言しておきたいのですが、産総研は、今回のこの枠組みの中から漏れているのではと思いますが、次の支援策のときに、産総研が非常に重要な役割を担っていると提言したいと思います。

それは今回、産総研の理事長様が新しく替わられましたので、産総研は独法化から10年以上経過して国研時代の大企業との連携だけではなくて、中小企業や中堅企業との連携がすごく重要だということをお話しました。そのときに、産総研が中小企業、あるいは中堅企業との連携、産学連携をやるときに、若い

ときに経験したことのない人たちが実はたくさんいるのに、それで産学連携をどのようにやるのか分からないので、できるだけ交流することを実践してほしいと提案しました。

中小企業あるいは中堅企業との人材交流でぜひ出向を受け入れて、企業が新しい研究開発をやろうとするときに、イノベーションにつながるような学識経験もぜひ活用したいということも提案しました。

ぜひそれはすぐに実行すると言って頂き、中堅企業をヒアリングして受け入れはどうかということを実践しておられますので、そのような活動することつながっていけば地域活性化に役立つと思っております。

【事務局】 本プロジェクトへの産総研のコミットに関しまして、3ページと、あと7ページの北海道の事例に関して、産総研という名前が出てこないのですが、21ページをご覧くださいますと、一応、全体の枠組みの中に入っていて、産総研の地方センターなりが制度、関与したという事実はございますが、余り明示的でないと、その中でこういった項目がというところは確認したいと思います。

【座長】 多分、つくばのセンターと地域とで少し比重が違っていて、地域のほうはかなり今回のプロジェクトにも関与して進めているというふうな認識はあります。つくばのセンターのほうはおっしゃるような、一緒に仕事もさせてもらいましたけれども、あると思います。

【委員】 評価項目に科学技術的・社会経済的な効果に加えて国際的な効果が入っていますので、これについても言及しておいてもらったほうがいいのではないのでしょうか、今までの報告に、ほとんどなかったように思います。

【座長】 これも前からの宿題で出ているので入れるようにします。

では、これで質疑は終わりたいと思います。

【委員】 すみません、事業化率のところに關係するのですけれども、今回、研究開発事業2事業、C事業、D事業、どちらもが事業化率を目標に据えています。それが未達であることの理由は説明されていたと思うのですが、特にCの事業、地域イノベーション創出研究開発事業のは、もともと地域新生コンソーシアム研究開発事業があって、そのときよりも事業化率を高めるために100%委託事業であったものを、3分の2の補助事業にしたという経緯があると思います。もともとリスクが高くて企業さんが担えないようなところを国が委託費によって研究開発を推進します、という事業が地域新生コンソーシアム研究開発事業で、地域イノベーション創出研究開発事業も、リスクが高いところにチャレンジして、イノベーションを起こすことが目的で、企業さんの関与の気持ちをより引き出すために補助金にしたということですが、それをして今回、事業化率は目標に達しなかった評価するのか。あるいは、時期や景気に

原因を求めるのか、補助金にしたことは大きな政策転換だと思うので、ここをどう評価するのかは、これを例えばこれから事業化率を高めるためには、今後につなげていくという意味では非常に重要だと思います。

もう一つ、事業化率を高めるための工夫としてプロジェクト・マネージャーなりマッチングコーディネーターなりという人を配置して行ってきたわけですが、事業化率の目標を達成できなかったことということと、このプロジェクト・マネージャー、マッチングコーディネーターの相関、つまりプロジェクト・マネージャー、マッチングコーディネーターが機能していなかったのか、したけれども不十分だったのかなど、どのように評価するかが、これから事業化率をどのようにして高めるかを政策的に検討する際には、重要かと思います。

【事務局】 イノベーション創出研究開発事業はCとDの2つございます。Dのほうは補助率3分の2という形になってございます。Cのほうは一旦、補助率3分の2補助金化されたのを、なかなか企業との関係ということで、また委託の100%に戻したという経緯がございますということを念のため補足させていただきます。

【座長】 ほか、よろしかったでしょうか。

では、このあたりで本日の検討会は終了したいと思います。本日は大変急なお願いにもかかわらずお集まりいただきまして、また、活発、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

なお、経済産業省に対してのご質問、説明を求めるべき事項、追加の資料提出については、後ほど事務局から手順の説明があります。また、評価のコメントのご意見も同様の手順がありますので、事務局からお願いします。

【事務局】 お手元に追加質問と追加のご意見、意見収集票、2つの様式を置かせていただいておりますが、各委員の方々には電子媒体でお送りさせていただきます。

大変お忙しい中恐縮でございますが、追加の質問事項、資料提出を求める事項がございましたら、また追加コメントがございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。

締め切りのほうを少し早目に切らせていただいておりますが、大変恐縮でございますが、一応こういう目途で、また締め切りを過ぎても受け付けます。質問のほう、基本的に経産省の作業との兼ね合いで、早く出せば出すほど経産省のほうで時間を取れて資料が充実できるということがございますので、また、その評価作業の負担の問題もございますので、評価結果の取りまとめに重要な質問等という観点でお寄せいただければと思ってございます。締め切りがちょっとタイトになってございますが、そういったことでよろしくお願いいたします。

これらにつきましてはメールで送っていただければと思いますが、手書きのものをそのままファクスでいただきましても対応はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 議事録につきましては、また確認させていただきまして、また発言者の氏名を伏せて公表という形になります。そういった観点からチェックをいただければと思います。

【座長】 よろしいですか。ほかに何かご質問ありますでしょうか。

それでは、閉会といたします。本日はありがとうございました。

—了—